

令和8年8月20日から
令和8年8月20日まで

標 茶 町 議 会
第 3 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場議場

令和 8 年標茶町議会第 3 回臨時会会議録目次

第 1 号（8 月 2 0 日）

開会の宣告	2
開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	2
会期決定	2
行政報告及び諸般報告	2
選挙第 1 号 副議長選挙について	4
議席の変更	7
閉議の宣告	7
閉会の宣告	7

令和8年第3回標茶町議会臨時議会会議録

○議事日程（第1号）

令和8年8月20日（木曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 選挙第1号 副議長選挙について
- 第 5 議席の変更について

○出席議員（10名）

1 番 深 見 迪 君	2 番 櫻 井 一 隆 君
3 番 本 多 耕 平 君	4 番 鈴 木 裕 美 君
5 番 鴻 池 智 子 君	7 番 黒 沼 俊 幸 君
8 番 長 尾 式 宮 君	9 番 松 下 哲 也 君
10 番 渡 邊 定 之 君	12 番 菊 地 誠 道 君

○欠席議員（0名）

な し

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 吉 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	長 野 大 介 君
企画財政課参事	石 黒 敬一郎 君
観光商工課長	石 川 淳 君
建設水道課長	菊 地 誠 君
教 育 長	青 木 悟 君
教委管理課長	神 谷 学 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	齋 藤 和 伸 君
議 事 係 長	熊 谷 翔 太 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長（菊地誠道君） ただいまから令和8年標茶町議会第3回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員10名、欠席なしであります。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（菊地誠道君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地誠道君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、
8番・長尾君、 9番・松下君、 10番・渡邊君
を指名いたします。

◎会期決定

○議長（菊地誠道君） 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。
よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長（菊地誠道君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、本臨時会招集理由とあわせて行政報告を求めます。
町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 第3回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並び
に行政報告について申し述べます。

まずはじめに、招集理由についてでございますが、去る8月15日付で副議長が辞任さ
れたことを受けて、新たな副議長選挙を行う必要が生じたため、本臨時会を招集したも
のであります。

続いて、行政報告をいたします。

第2回定例会後から昨日までの一般事務及び要請上の経過につきましては、印刷配布のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の二点について補足いたします。

一点目は、地方自治法第180条に基づく専決処分についてであります。

このたび、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項によりご報告いたします。

報告する案件は工事請負契約の変更です。

令和7年第3回定例会において議決をいただき、工事を進めております標茶中茶安別線道路改良舗装工事について、契約金額が変更になったものです。変更前の契約金額1億5,785万円を248万6,000円増額し、1億6,033万6,000円となりました。

変更の理由としましては、当初不確定であった道路付属施工付属施設工構造物撤去工について、概数が確定されたことにより、契約金額が増となったものであります。

令和8年6月8日付で専決処分をさせていただき、同日付で変更契約を結んでおります。

二点目は、合宿誘致についてご報告申し上げます。

本町のスポーツ合宿につきましては、地域経済の活性化、人的技術的交流による情報収集と良質な情報発信が例年行われ、本町の夏の風物詩というべき事業となっております。本年度、実業団チームが本町を訪れ、合宿を行いましたので報告申し上げます。

合宿を行ったのは、クラフティア陸上競技部女子部の監督、選手16名であります。監督は以前から本町を訪れ、本町の環境を大変評価しておられており、今回の合宿地に決めていただいたと伺っているところであります。7月19日に標茶入りし、7月23日には、さわやかランニング教室が開催され、町内の小中高生に指導を行い、交流を深めるなど、本町が目指す合宿に合わせて地元と交流する形が実現できたことに対し、合宿誘致推進の関係者のご努力のおかげと感謝を申し上げるところであります。

今後も本町の合宿地として魅力が定着し、より広められることができるよう、合宿誘致推進員の活動を中心に積極的な誘致活動を行いながら、受入態勢の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 令和8年第3回臨時町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきまして、一点、ご報告申し上げます。

町内小学校の統廃合についてであります。

沼幌小学校の在り方については、令和7年度より沼幌地域会、上沼幌地域振興会、久著呂地域会、上御卒別地域会、中御卒別地域会、下御卒別地域会及び沼幌小学校PTA

において、ご協議をいただいておりますが、去る6月23日に学校関係者が来訪され、「児童数が減少傾向で推移することを踏まえ検討した結果、児童の教育環境を最優先に考え、令和9年度末をもって沼幌小学校を閉校し、標茶小学校へ統合することを地域として決定した」旨の正式通知を受領しました。

今後、詳細な事項につきましては、PTA、地域と十分協議を行い、統廃合に向けた事務手続き等を進めてまいります。

また、児童が統合先の学校にスムーズに移行できるよう、事前の交流行事や授業等の実施を含め、児童や保護者の不安を和らげる努力を努めてまいります。

以上で、今臨時会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長からの諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

なお、次の二点について補足いたします。

一点目は、6番・齊藤議員より、令和8年7月22日付で議員辞職願の提出があったので、地方自治法第126条但し書きの規定により、辞職願いのとおり、7月31日をもって齊藤君の議員辞職を許可したので、会議規則第97条第2項の規定により報告いたします。

二点目は、11番・類瀬議員より、令和8年8月12日付で議員辞職願の提出があったので、地方自治法第126条但し書きの規定により、辞職願いのとおり、8月15日をもって類瀬君の議員辞職を許可したので、会議規則第97条第2項の規定により報告いたします。

以上、二点について補足といたします。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎選挙第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。これより選挙第1号、副議長選挙を行います。

選挙は、会議規則運用細則第33項の規定により、投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

○議長（菊地誠道君） ただいまの出席議員は10名です。

次に、立会人を指名いたします。

立会人は、会議規則第30条第2項の規定により、松下君、渡邊君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（職員、投票用紙を配付）

○議長（菊地誠道君） 投票用紙の配付もれはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 配付もれはないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

（議会事務局長、投票箱を点検）

○議長（菊地誠道君） 異常ないものと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の枠内に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順次投票願います。

事務局長が議席番号と氏名を読上げますので、順番に投票願います。

（議会事務局長、議席番号、氏名を点呼。投票を行う。）

○議会事務局長（齋藤和伸君） 1番・深見議員、2番・櫻井議員、3番・本多議員、4番・鈴木議員、5番・鴻池議員、7番・黒沼議員、8番・長尾議員、9番・松下議員、10番・渡邊議員、12番・菊地議長は議長席で行います。

○議長（菊地誠道君） 投票もれはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 投票もれはないものと認めます。

投票は終了いたしました。

これより開票を行います。

松下君、渡邊君の立会を願います。

（議会事務局長及び立会人と開票）

○議長（菊地誠道君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、有効投票数10票、無効票なしであります。

有効投票のうち、深見君5票、長尾君5票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であり、深見君と長尾君の得票数はいずれもこれを超えており、両議員の得票数は同数となります。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。

これから、深見君及び長尾君にくじを引いていただきます。

くじは2回引きます。

1回目はくじを引く順番を決めるためのものであります。

2回目は決まった順番でくじを引き、当選人を決めるためのものになります。

本多君及び櫻井君、くじの立ち合いをお願いいたします。

まず1回目、くじを引く順番を決めてもらうくじですが、くじを引くのは議席の若い順

からになりますので、深見君から引いていただきます。

(深見議員、くじを引く)

(長尾議員、くじを引く)

○議長（菊地誠道君） くじを引く順番が決定しましたので報告いたします。

まずはじめに、深見君。次に長尾君。

以上のとおりであります。

それでは2回目のくじ引きを行います。

2回目のくじ引きは当選人を決めるものになります。

番号の若いくじを引いたほうが当選人となります。

それでは、深見君、長尾君の順でくじを引いてください。

(深見議員、くじを引く)

(長尾議員、くじを引く)

○議長（菊地誠道君） ただいまのくじの結果を報告いたします。

くじの結果、深見君が当選人と決定いたしました。

よって、深見君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

○議長（菊地誠道君） ただいま副議長に当選されました深見君が議場におりますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時24分

(休憩中に、深見君副議長就任挨拶)

再開 午前10時25分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議席の変更

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議席の変更を行います。

副議長に当選された深見君の議席について、会議規則第3条第3項および会議規則運用細則第6項の規定により、11番席に指定いたします。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、副議長に当選された深見君の議席を11番に変更することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前 10 時 27 分

再開 午前 10 時 27 分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、令和 8 年標茶町議会第 3 回臨時会を閉会いたします。

（ 午前 10 時 28 分閉会 ）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 8 番 長 尾 式 宮

署名議員 9 番 松 下 哲 也

署名議員 1 0 番 渡 邊 定 之